

きわみ 働きやすい職場「ひなたの極」認証制度

～企業(事業所)のワーク・ライフ・バランスに取り組んでみませんか～



宮崎県認証

仕事と生活の調和の実現に向けた職場環境づくりを積極的にやっている企業や事業所のうち、特に優れた取組成果が認められる企業などを「働きやすい職場『ひなたの極』」として宮崎県知事が認証する制度です。

「働きやすい職場『ひなたの極』」企業として認証されると、次のような優遇措置があります。

- 就職面談会、企業ガイダンスへの優先参加、企業ガイドブックへの優先掲載
- 清掃・警備保障業務の競争入札参加資格者名簿登録の審査における加点
- 物品等の競争入札参加資格者名簿登録における印刷業の審査加点
- 宮崎県中小企業融資制度での優遇措置 ● みやざき犬の優先的派遣 ● 商談会等の情報提供
- 宮崎県育休復帰時奨励金 令和6年4月1日から ※詳細は裏面をご覧ください。

・「ひなたの極」の認証企業を対象に、育児休業取得後の円滑な職場復帰を支援するため、国の「両立支援等助成金(育児休業等支援コース)」における「職場復帰時」の助成金支給を受けた認証企業に対して、奨励金を支給します。

◆ 認証基準改正について 令和6年4月1日から

審査方法の一部変更

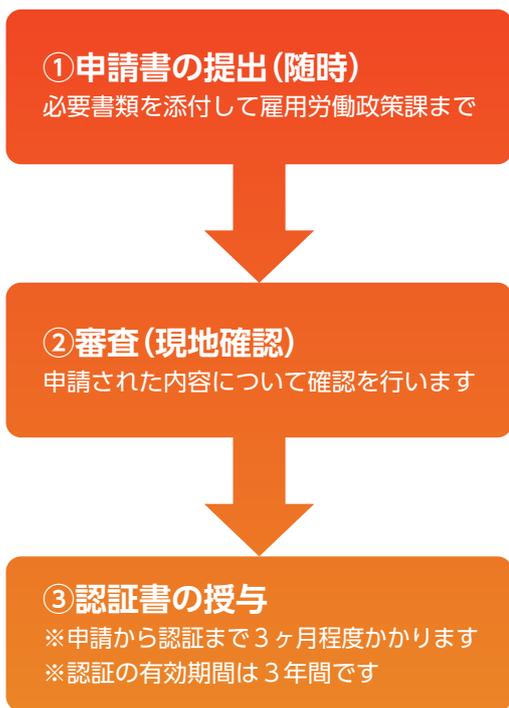
- ・厚生労働省が毎年発表している就労条件総合調査の「労働者一人平均年間休日総数」を超える日数の年間休日を設けている企業に関しては、超えている部分の日数を取得日数に加算して審査を行います。
- ・年次有給休暇取得率算定対象労働者を「フルタイム労働者」から、「10日以上」の年次有給休暇が付与されている労働者に変更します。

新規項目の創設

- ・「次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画」の策定、「仕事と生活の両立応援宣言」、「ひなたの出会い・子育て応援運動」の登録状況を問う項目を創設します。
 - ・就業規則等の賃金昇給に関する記載及び記載内容に基づいた昇給実績を問う項目を創設します。
- ※「仕事と生活の両立応援宣言」のみの登録状況を問う項目は廃止します。



認証までの流れ



審査項目

働き方(休み方)見直しに関する取組と実績

- 所定外労働時間削減に向けた取組
- 年次有給休暇取得促進に向けた取組等 7項目

育児・介護休業制度等の整備状況と実績

- 育児、介護休業等の取得状況
- 育休取得者等が職場復帰する際のフォローアップ体制の確立状況等 10項目

その他

- 「仕事と生活の両立応援宣言」の実施状況
- メンタルヘルス及び各種ハラスメントに対する相談窓口の設置状況等 8項目

認証基準(令和6年4月1日現在) ※法令遵守が前提です。

該当する審査項目の **総得点の割合が85%以上** であることかつ、以下①、②のいずれかを満たす必要があります。

- ①常用労働者の所定外労働時間が、毎月勤労統計調査における県平均値の「全産業・事業所規模5人以上：9.3時間」と「該当する産業・事業所規模」のいずれか高い方と比べて低いこと
- ②フルタイム労働者の年次有給休暇取得率が50%以上であること
- ③下記の審査項目のうち、どれか1つを満たしていること
 - ・法定時間外・休日労働時間の平均(フルタイム労働者の最大月が45時間未満)
 - ・所定外労働時間の平均(常用労働者の平均が9.3時間未満)
 - ・年次有給休暇の取得率(フルタイム労働者の取得率が70%以上)

※詳しくは県ホームページをご覧ください。

令和6年度新設 宮崎県育休復帰時奨励金

仕事と育児を両立しやすい職場環境整備の促進を図るため、従業員の育休からの職場復帰に際し、国の「両立支援等助成金(育児休業等支援コース)」における「職場復帰時」の助成金支給を受けた認証企業に対して、県が奨励金を支給します。

宮崎県育休復帰時奨励金支給までの流れ



主な支給要件

- ①「働きやすい職場『ひなたの極』」の認証企業であること
- ②令和6年4月1日以降に、宮崎労働局から両立支援等助成金育児休業等支援コース(職場復帰時)の支給決定を受けた者であること

※その他の要件は、県ホームページをご覧ください。

申請期限

国の両立支援等助成金の支給決定を受けた日の翌日から起算して2か月以内、かつ、令和7年3月14日まで

支給額

15万円 ※第2子以降の出産に伴う育児休業は5万円加算

申請書類

- ①申請書兼請求書
- ②同意書
- ③「ひなたの極」認証書(更新書)の写し等
- ④両立支援等助成金 育児休業等支援コース(職場復帰時)の支給決定通知書の写し
- ⑤振込先口座の確認書類(通帳の写し等)
- ⑥第2子以降の出産である旨の証明書類 ※該当する場合のみ
- ⑦その他、県が必要と認める書類

※申請書類①、②の様式は県ホームページからダウンロードできます。

宮崎県商工観光労働部 雇用労働政策課 労政福祉担当

〒880-8501

宮崎市橘通東2丁目10番1号

☎0985-26-7106

ひなたの極

検索

